

『若者を採用するための支援策を知りたい』

ユースエール認定制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業について、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。認定企業の情報発信を後押しすることなどによって、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

対象となる方

認定基準を満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）が対象です。

【主な認定基準】

- ①学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込み又は募集を行っていること
- ②直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下等、雇用管理の状況が一定水準を満たしていること
- ③直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数等の雇用情報について公表していること 等

※ 上記認定基準のうち、②の要件を満たしていないものの、若者の採用・育成に積極的な中小企業について、都道府県労働局、ハローワークが積極的にマッチング支援を行う事業として「若者応援宣言企業」という制度があります。

<認定マーク>



支援内容

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができますようになります。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	・「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待 ・厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」などにも企業情報を掲載し、企業の魅力を広くアピール
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	・都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的に案内することで、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	・認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることが可能 ・認定マークを使用することで、認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピール
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	・若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、定額が加算 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④3年以内既卒者等採用定着奨励金

ご利用方法

- (1) 都道府県労働局に対して必要な書類を添えて申請を行ってください。
- (2) 認定基準を満たしていることを確認し、都道府県労働局から認定通知書を交付します。

お問い合わせ先

都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>